

「八尾市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」

浄化槽保守点検業者 登録のしおり

令和5年12月

八尾市環境部環境保全課

1 浄化槽保守点検業者の登録について

「浄化槽法」が昭和 58 年 5 月に制定され、浄化槽保守点検業者について、都道府県知事（保健所を設置する市にあっては、市長）の登録を受けなければ、保守点検の業としてはならないとする制度を条例で設けることができることとなりました。

八尾市では、平成 30 年 4 月 1 日から中核市移行により「八尾市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例」（以下「条例」という。）を制定し、浄化槽保守点検業者の登録制度を始めました。

（1）登録対象者

八尾市において浄化槽保守点検業を営もうとするものは、八尾市長の登録を受けなければなりません。なお、平成 30 年 3 月以前に八尾市域を営業区域とする大阪府知事の登録を受けたものは、平成 30 年 4 月以降も、八尾市長の登録を受けたものとみなされますが、登録期間満了後に引き続き八尾市域で浄化槽保守点検業を営もうとするものは、本市への新規登録申請が必要となります。

（2）登録に必要な要件

登録を受けるためには次のア～エの要件を満たさなければなりません。

ア 条例第 7 条第 1 項第 1 号から第 6 号に規定する登録の拒否要件に該当しないこと。

イ 大阪府の区域内に営業所を有すること。

ウ 営業所ごとに専任の浄化槽管理士を置くこと。

エ 営業所ごとに規則で定める次の器具を備えること。

器具	規格要件
水中ポンプ	
照明器具	
水準器	
メスシリンダー	容量 1L で内径が約 6.5cm
透視度計	30cm、50cm 又は 1m のガラス製
溶存酸素計	隔膜電極法
残留塩素測定器	DPD 法による比色法又は DPD 法による吸光光度法
水素イオン濃度測定器	ガラス電極法又は比色法
塩素イオン濃度測定器	イオン電極法又は硝酸銀滴定法
亜硝酸性窒素検出器具	GR 法又は GR 変法

（3）登録等手数料

浄化槽保守点検業登録	34,600 円
浄化槽保守点検業登録証書換え交付	1,600 円
浄化槽保守点検業登録証再交付	2,100 円

（4）登録有効期間

有効期間は 5 年です。

なお、期間満了後も引き続き八尾市域で浄化槽保守点検業を営もうとするものは、期間満了日の 30 日前までに新たに登録申請の手続きが必要です。

手続き期間の目安：満了日前 60～30 日

2 登録の手続きについて

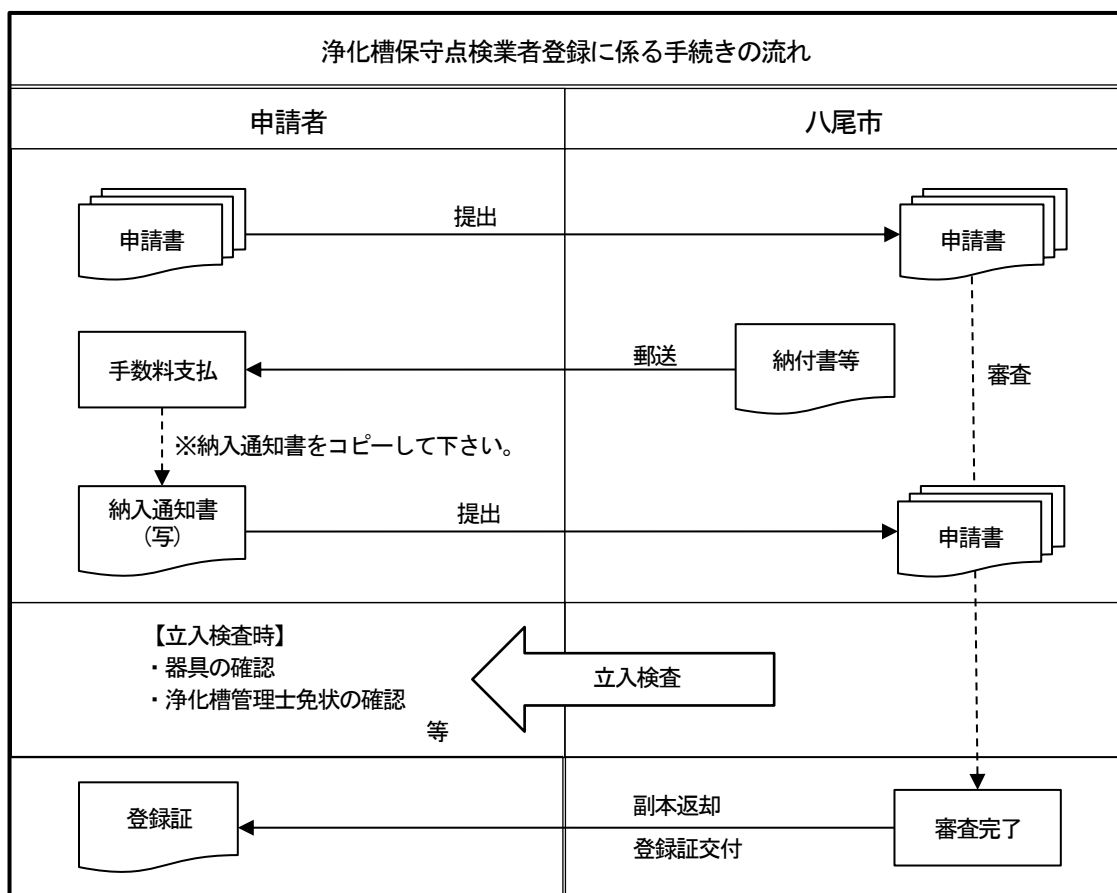
(1) 登録申請書の提出

申請窓口		八尾市環境部環境保全課 所在地：八尾市曙町 2-11 八尾市立リサイクルセンター学習プラザ 2 階 電話：072-994-3760（直通）
申請書部数		正本 1 部 写し 1 部（写し 1 部は申請者への控え）
提出書類	登録申請書	浄化槽保守点検業登録申請書（様式第 1 号）
	登記事項証明書	営業者が法人の場合、履歴事項全部証明書（概ね 3 か月前までのもの）
	誓約書	誓約書（様式第 2 号）
	浄化槽管理士	浄化槽管理士免状の写し
	器具明細書	浄化槽保守点検業器具明細書（様式第 3 号）
	付近見取図	営業所の付近見取図（最寄り駅、幹線道路から道順がわかるように）
	大阪府等の登録	大阪府及び府内保健所設置市の登録状況（その旨を明らかにする書面。 例：大阪府知事の登録証の写し）
	登録証郵送希望の場合	返信用レターパック等
	担当者連絡先	担当者氏名及びメールアドレス、ファックス番号等
手数料納付方法		申請後に納付書等を八尾市から郵送 八尾市指定金融機関又は八尾市収納代理金融機関へ手数料の納付
登録証の交付		申請窓口と同じ

※ 有効期間満了を過ぎての申請は、登録が失効しているため登録されるまで営業できませんのでご注意ください。

※ 有効期間満了までに申請される場合は、郵送での申請も受け付けています。なお、郵送事故については、責任を負いかねますのでご了承ください。

(2) 登録手続きの流れ



3 登録を受けたら

必要な手続を終了し登録証の交付を受けた者は、八尾市域において浄化槽保守点検業が営めます。

(1) 登録業者の遵守事項

登録を受けた浄化槽保守点検業者は次の事項を遵守しなければなりません。

ア 浄化槽の保守点検は、浄化槽管理士が行うか又は実地に監督すること。

イ 保守点検の結果、清掃が必要と認められる場合は、浄化槽管理者に対し、必要な措置を講じるよう連絡すること。

ウ 営業所に登録証を掲示すること。

エ 次の事項を記載した帳簿を浄化槽ごとに備え 5 年間保存すること。

①浄化槽管理者の氏名又は名称及び住所

②所在地

③処理能力及び処理方式

④保守点検を行った年月日及びその内容

オ 浄化槽管理士に対して、登録期間中に 1 回以上、大阪府が府条例で義務づける講習会を受講させること。

(2) 保守点検の内容

次のア〜ウに基づき保守点検を行わなければなりません。

ア 環境省関係浄化槽法施行規則第 2 条の「保守点検の技術上の基準」

イ 八尾市浄化槽維持管理指導要領第 14 条の「保守点検事項及び内容」

ウ 水質汚濁防止法等関係法規

(3) 浄化槽設置者への啓発

浄化槽の適正な維持管理の推進のため、浄化槽管理者に対し、次の事項の積極的な啓発を行ってください。

ア 環境省関係浄化槽法施行規則第 1 条に定める浄化槽の使用に関する準則

イ 浄化槽法第 11 条で義務づけられた毎年 1 回の「定期検査」の受検

(4) 登録の取消し及び営業の停止

登録業者が登録の拒否要件等に該当すると認められるときは、登録の取り消し又は営業の停止を受けることがあります。

(5) 報告

登録業者は、事業について市長から報告を求められた場合に、登録に係る事業の実績等を報告しなければなりません。

4 登録の変更・廃業等の届出等

(1) 変更届出

変更届が必要な場合	届出に必要な書類
次の①～④のいずれの変更があったとき	・浄化槽保守点検業変更届出書（様式第8号）に次の書類を添付しなければなりません。
①氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名	・法人の場合は、変更後の登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
②営業所の名称及び所在地	・営業所所在地の場合、営業所付近見取図
③法人の役員の氏名及び住所	・変更前後の役員名簿 ・変更後の登記事項証明書（履歴事項全部証明書） ・新たな役員が就任したときは、誓約書
④浄化槽管理士の氏名及び浄化槽管理士免状の交付番号	・浄化槽管理士免状及びその写し（窓口等にて原本照合を行う）

(2) 登録証書換え交付申請

登録証書換え交付申請が必要な場合	申請に必要な書類
登録証の記載事項に変更があったとき 氏名（法人にあっては名称） 営業所の名称 営業所の所在地	・浄化槽保守点検業登録証書換え交付申請書（様式第6号） ・浄化槽保守点検業登録証

(3) 登録証再交付申請

登録証再交付申請が必要な場合	申請に必要な書類
登録証を破り、汚したとき	・浄化槽保守点検業登録証再交付申請書（様式第7号） ・浄化槽保守点検業登録証
登録証を紛失したとき	・浄化槽保守点検業登録証再交付申請書（様式第7号） ・亡失申立書

(4) 廃業等届出

廃業等届出が必要な場合	届出者	届出に必要な書類
浄化槽保守点検業を廃止した場合	当該浄化槽保守点検業者	・浄化槽保守点検業廃業等届出書（様式第9号） ・浄化槽保守点検業登録証
死亡し又は失そうの宣言を受けた場合	戸籍法第87条による届出義務者	
法人が合併により消滅した場合	その役員であった者	
破産した場合	当該破産管財人	
法人が合併及び破産以外の理由で解散した場合	当該清算人	

※ 各届出書等の提出は郵送可ですが、登録申請に準じた文書処理をします。届出書副本の返却や登録証の送付が必要な場合は、返信用封筒等を同封してください。

(5) 手数料、部数等

納付方法、部数、申請窓口は「浄化槽保守点検業登録申請書の手続き」と同じ

	変更届	廃止等届出	書換え交付申請	再交付申請
手続期間	30 日以内	速やかに	速やかに	速やかに
手数料	なし	なし	1,600 円	2,100 円

5 各種問合せ先

(1) 各種手続きについて

八尾市環境部環境保全課

所在地：八尾市曙町 2-11 八尾市立リサイクルセンター学習プラザ 2 階

電話：072-994-3760（直通）

ホームページ URL：http://www.city.yao.osaka.jp/soshiki/7-3-0-0-0_19.html

ホームページ QR：



※ 申請書等の様式は上記窓口の他、八尾市（環境保全課）のホームページにて入手可能です。

(2) 浄化槽管理士国家試験について

公益財団法人日本環境整備教育センター

所在地：東京都墨田区菊川 2-23-3

電話：03-3635-4880（代表）

浄化槽保守点検業者関連様式集

様式第1号（第2条関係） 浄化槽保守点検業登録申請書

様式第2号（第2条関係） 誓約書

様式第3号（第2条関係） 浄化槽保守点検業器具明細書

様式第6号（第6条関係） 浄化槽保守点検業登録証書換え交付申請書

様式第7号（第7条関係） 浄化槽保守点検業登録証再交付申請書

様式第8号（第8条関係） 浄化槽保守点検業変更届出書

様式第9号（第9条関係） 浄化槽保守点検業廃業等届出書

様式第 1 号（第 2 条関係）

浄化槽保守点検業登録申請書

年 月 日

（あて先）八 尾 市 長

住 所

申請者 氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電 話

八尾市の区域内において浄化槽保守点検業を営みたいので、八尾市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 4 条第 1 項の規定により、次のとおり、浄化槽保守点検業者の登録を申請します。

営 業 所	名 称		所 在 地
	(主たる営業所)		
役 員	氏 名	役 名 等	住 所
浄 化 槽 管 理 士	氏 名	浄化槽管理士免状 番号	専任する営業所の名称

備考 「役員」の欄については、申請者が法人である場合にのみ記載してください。この場合の「役員」とは、業務を執行する社員、取締役又はこれらに準ずる者をいいます。

様式第2号（第2条関係）

誓 約 書

年 月 日

（あて先）八 尾 市 長

住 所

氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電 話

八尾市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第7条第1項第1号から第6号までのいずれにも該当しない者であることを誓約します。

様式第3号（第2条関係）

浄化槽保守点検業器具明細書

		営業所の名称		
器 具	型 式	性 能		数 量
水中ポンプ				
照明器具				
水準器				
メスシリンダー				
透視度計				
溶存酸素計				
残留塩素測定器				
水素イオン濃度測定器具				
塩素イオン濃度測定器具				
亜硝酸性窒素検出器具				

様式第 6 号（第 6 条関係）

浄化槽保守点検業登録証書換え交付申請書

年 月 日

（あて先）八 尾 市 長

住 所

申請者 氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電 話

八尾市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 6 条第 3 項の規定により、次のとおり、浄化槽保守点検業登録証の書換え交付を申請します。

営業所	名 称		
	所 在 地		
登録の年月日及び番号		年 月 日	第 号
変更の 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		年 月 日	

様式第 7 号（第 7 条関係）

浄化槽保守点検業登録証再交付申請書

年 月 日

（あて先）八 尾 市 長

住 所

申請者 氏 名

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電 話

八尾市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 6 条第 4 項の規定により、次のとおり、浄化槽保守点検業登録証の再交付を申請します。

営業所	名 称	
	所 在 地	
登録の年月日及び番号		年 月 日 第 号
再 交 付 申 請 の 理 由		

様式第 8 号（第 8 条関係）

浄化槽保守点検業変更届出書

年 月 日

（あて先）八 尾 市 長

住 所

届出者 氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電 話

八尾市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 8 条第 1 項の規定により、次のとおり、浄化槽保守点検業の変更の届出をします。

登録の年月日及び番号		年 月 日 第 号	
変更の 内 容	事 項	変 更 前	変 更 後
変 更 年 月 日		年 月 日	

様式第 9 号（第 9 条関係）

浄化槽保守点検業廃業等届出書

年 月 日

（あて先）八 尾 市 長

住 所

届出者 氏 名

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電 話

八尾市浄化槽保守点検業者の登録に関する条例第 9 条の規定により、次のとおり、浄化槽保守点検業の廃業等の届出をします。

浄化槽保守点検業者	住 所	
	氏 名	（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）
	登録の年月日及び番号	年 月 日 第 号
廃 業 等 の 年 月 日		年 月 日
廃 業 等 の 理 由		